



公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

「効果的な家族支援等のあり方に関する調査」
 ～みんなねつとによる調査結果について～

会長 倉町 公之

8年ぶりに、全国精神保健福祉会連合会(みんなねつと)が、全国調査を行いました。標題は少々長いのですが、「精神障がい者の自立した地域生活の推進と家族が安心して生活できるための効果的な家族支援等のあり方に関する全国調査」です。

昨年10月から11月に行われ、3,129件の回答が寄せられています。回答者の85%は親、兄弟は(8.5%)、配偶者は(4.2%)となっています。抜粋で報告します。

本人の主な病名は、統合失調症(80.3%)、双極性障害(4.5%)、発達障害(3.7%)、うつ病(3.4%)となっている。治療状況は、外来通院中が(85.2%)、入院中(10.0%)、3ヶ月以上医療中断中(1.0%)であった。本人の生活習慣で心配なこととしては、運動不足(67.1%)、肥満(52.2%)、多飲水(28.5%)、喫煙(26.3%)などとなっている。

家族の精神的健康状態については、K6テストという精神的な健康状態を図るテストによると、約7割(73.3%)の人が日常的にストレスを感じており、これらの人が抑うつ状態である可能性が高いという。

家族が信頼して相談できる専門家の有無については、「いる」が(67.7%)、「いない」が(32.3%)であった。信頼して相談できる専門家は、主治医(63.7%)、家族会の会員(50.9%)、相談支援事業所の職員(34.5%)、家族(23.3%)、病院のソーシャルワーカー(18.2%)などとなっている。今回の調査では、「家族」、「家

一九九六年五月一日 第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行

族会の会員」を選択肢に加えたという。各種のサービス支援について、「(現状では)不満足」と回答したものは、「成年後見など『親亡き後』のライフプランの作成の支援」(73.9%)、「24時間365日相談できる支援機関」(70.4%)、「個々の家族への経済的支援」(69.9%)、「最新の精神科治療についての情報提供」(68.5%)、「福祉制度に関する情報提供」(65.7%)、「家族が休養のために利用できる宿泊施設・生活施設」(65.0%)、「子供なども含めた他の家族構成員へ対応する専門家」(59.8%)などが多かった。

「(現状で)満足」との回答は、「定期的に相談できる専門家」、「福祉制度に関する情報提供」、「最新の精神科治療についての情報提供」などについて3割程度であった。

この調査結果については、家族会の会長さんのところに送付されています。今後、家族会活動や行政への要望などに、これらのデータを活用して行きたいものです。

目次

◆ みんなねつとによる調査結果について	1頁
◆ 総会報告	2頁
◆ 代表者会議報告・大阪府との意見交換会報告続き	3頁
◆ 連載記事「親亡き後に備える」	4頁
◆ 平成30年度精神保健福祉講座	5頁
◆ PSWのミニ知識	6頁
◆ 家族の思い	7頁
◆ 家族会紹介 ぼちぼちの会(四條畷市)	8頁
◆ 精神保健福祉講座感想・電話相談事例	9頁
◆ 賛助会費報告・寄付報告・編集後記	10頁

大家連の定期総会を開催

5月26日(土) 10時から、2018年度定期総会を開催した。
司会は、林副会長が行った。

開会挨拶

倉町会長が次の4項目について述べた。

○4月から、精神障害者も福祉医療費助成を受けるようになったが、受給対象者は精神保健福祉手帳1級所持者(11%)のみであり、3障害平等からは程遠い。引き続き2級の助成実現等に向けて取り組んでゆく。

○最近精神障害者を巡る事件等が起こっている。

神奈川県相模原市における障害者の殺傷事件、寝屋川市における娘さんの幽閉、凍死の事件、三田市における男子幽閉の事件、旧衛生保護法に基づく優生手術への賠償訴訟も起こった。

・会員が積極的にマスコミの取材に応じ、良好な関係となってきた。

・理事会有志名で、国会、関係大臣へ優生思想に関する意見表明を行った。

○家族会活動の展開について

・おしゃべりカフェ、配偶者の会など定例開催をしている。

・家族による家族学習会も進んできた。

・新たな家族会が設立された。守口・門真の家族会(もりかど家族会)

○大家連は、財政的に厳しい状況となっている。

来賓挨拶

4名の来賓から大家連に対して応援のご挨拶を頂いた。

大阪府福祉部障がい福祉室

自立支援課 黒瀬課長

大阪府こころの健康総合センター
事業推進課 鹿野課長

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課 内村課長

(代理：山本課長代理)

大阪市こころの健康センター
精神保健医療担当 内田課長



議事

41家族会中、出席16 委任状12 合計28、過半数で大会は成立。

議長には、河内長野わかば会の杉浦会長が選任された。

次の各議案について理事会から報告し、質疑、討論を行った。

- | | | |
|-------|--------|------|
| 第1号議案 | 2017年度 | 事業報告 |
| 第2号議案 | 2017年度 | 決算報告 |
| 第3号議案 | 2017年度 | 監査報告 |

第4号議案 2018年度 事業計画

第5号議案 2018年度 予算案

第6号議案 新役員体制

第4号議案「2018年度事業計画」において、「精神障害者にとっては、優生思想だけではなく、入院という隔離収容についても問題意識を持って検討する」を追記することとした。その他、一部修正を行ったが、各議案は承認された。

新役員は、次の通り選任された。

2018年(平成30年度)新役員体制

- | | | |
|---------|----------------|----|
| 理事(会長) | 倉町公之(高槻明星会) | 重任 |
| 理事(副会長) | 木村瑛子(東成家族会) | 重任 |
| 理事 | 山本美世子(まつしの会) | 重任 |
| 理事 | 角口通子(池田てしま会) | 重任 |
| 理事 | 中井良子(乃ぎく会) | 重任 |
| 理事 | 奥村 勲(みつわ会) | 新任 |
| 理事 | 藪地悦夫(美原つくし会) | 新任 |
| 監事 | 奥野 保(茨木家族交流会) | 新任 |
| 監事 | 堀田久雄(堀田税理士事務所) | 新任 |
| 顧問 | 遠塚谷富美子 | |
| 相談役 | 大野素子(はあぶ東住吉) | |

退任役員

次の方々が退任された。(敬称省略)

- | | |
|---------|-----------|
| 理事(副会長) | 林 信子、岸上知三 |
| 理事 | 奥野 保 |
| 監事 | 大野素子、山本勝子 |
| 相談役 | 川辺慶子、小島薫二 |
- 皆さま 就任期間中本当にご苦労様でした。
感謝いたします。(会長 倉町公之)

第1回代表者会議

5月26日大家連総会終了後、代表者会議が開催され、意見交換を行った。

冒頭、遠塚谷顧問のあいさつで、退院後の当事者の生活について、地域のいろいろな関係機関で支援体制を作って、総動員して退院するという発想が、医者側にも家族側にもないし、知識もない。病院ではなく地域で、その人らしく生きるための支援体制を、地域でつくって行かなくてはいけない、と話されました。

意見交換では

① 大阪府・大阪市への要望に対しては、「行政に対して、家族会への支援を要望すべき」という意見に対し「本人が自立できるように、住まいとお金が本人に流れる、本人が自立して生きるようになれば、家族も自立できる」という意見が出ました。

毎年同じ要求項目でも、障害当事者が自立できる社会が実現するまで、要求し続けていきます。

② 家族は制度を知らない、制度の利用も知らない。情報を末端の家族会に届けてほしい、との要望があり、大家連としても努力していきたいと思えます。

③ 家族会活動では

・地域のサロンを月1回 土曜日に、家族の垣根を取り除き開催、会員でない人もフラッと訪れる。

・ふれあいサロンを月1回、会員外も対称に開催。昨年10名会員拡大した。

・イオンの「黄色いレシートキャンペーン」を活用して資金の足しにしている。

など、それぞれ工夫して、家族会活動に取り組んでいることが報告されました。

会議終了後懇親会を行い、和やかに懇談しました。
(副会長 木村瑛子)



(だいかれん誌前号)

大阪府との意見交換会報告

「6. 教育についての要望」への補足

優生手術による被害者救済の問題が連日報道されている。と同時に「こんな酷いことを日本がやっていたなんて知らなかった」と続く。これまで優生思想の問題を教育されてこなかったことが原因の一つだろうし、相模原障害者殺傷事件は優生思想に基づく犯行であったことにも留意する必要がある。ならば再発防止に教育は不可欠なはずである。

教育委員会の回答は一般的な人権教育の説明で、この問題に対しては筋違いの回答ばかりしていた。相模原事件についても個人的な意見にとどまった。

「精神障害の血筋」「近所にも知られたくない」こうした日々体験する差別はひとりでは湧き出たものではなく、優生政策の中で作られていったものだ。

問題の意味を理解して頂いた時は時間がなくなっていた。会長が最後に「委員会で議論頂けたら、前向きの動きが期待できるか」と締めくくりに留まった。
(岸上知三)

親亡き後に備える

生活保護について

前回、前々回で大阪府の担当者と弁護士会にそれぞれ取材しました。今回は社会福祉士として、生活保護の申請の実務を担当されている山本勝子さん(前大家連監事)を取材しました。

民事法律扶助という制度があり、収入や財産がわずかしかない時は無料で弁護士に相談ができます。この相談は電話でなく対面です。30分3回まで可能です。相談する時、注意するのは事前準備が必要だということです。どういふ準備が必要かという点、本人の収入と、それを示す書類(障害者年金、作業所工賃等)。本人の支出とそれを示す書類(家賃、水光熱費等)。本人の資産とそれを示す書類(預貯金、現金等)。事前準備してないと、いろいろ聞かれてそれに応えていないうちに、30分はすぐ経ちます。(だいかれん誌No.254に載っている弁護士会の生活保護相談がベストです。)

又、民事法律扶助を受けないで普通に弁護士さんに相談する時の費用はいくらでしょう。しかしこれはあくまで弁護士会の基準で個々の弁護士事務所へお問合せ下さい。

弁護士に相談した場合、必ず弁護士さんの名刺を頂いて下さい。そして、申請の時にその名刺を担当者に見せて下さい。担当者の対応が違ってくると思います。又、名刺があれば、なかなか受け付けてくれない時や分からない質問をされた時、その場で担当弁護士に電話することもできます。生活保護の担当者の対応が悪いときは、ボイスレコーダーをもっていつて録音するのも良いでしょう。

生活保護が認められても、3か月毎の収入

申告書を提出したり、1年毎の資産報告書を提出したり、医療機関に受診する時は役所に医療券を発行してもらったり、支援者がいないと本人だけでは難しいこともあります。引越しその他をする時も生活保護担当者に相談して、自分で勝手にしないことが大事です。対応に疑問があれば弁護士に相談することも有益です。本人の相談できる力が必要です。後、急にお金が必要な時のために、生活保護費の中から20万から30万貯金しておくことも必要でしょう。

法定成年後見制度

続きまして法定成年後見制度について、社会福祉士として後見人や保佐人として活躍されている山本勝子さん(前大家連監事)を取材しました。

A型作業所やB型作業所、地域活動センター、生活介護施設等福祉施設あるいは通院クリニック、通院病院等の医療施設等は当事者が本人が行かなくなればそれまでです。その点、後見制度は、いったん後見等が開始すると当事者本人が能力を回復するか亡くなるまで続きます。後見人は勝手に降りることができません。辞任するのは高齢、病気等のやむを得ない理由で家庭裁判所が認めた場合のみです。その場合も家庭裁判所は別の後見人を選任します。

成年後見人は当事者本人に代わって本人のために財産管理をするだけでなく、当事者本人の代理人として申請や契約もします。自宅の売買、生活費の管理、入院や退院、訪問看護等の医療契約、本人と月1回程度の面会を行い、生活環境を見守り、問題があれば本人や支援者と話し合いをします。また、必要に応じて主治医と話し合いも行います。当事者本人が入院して退院する時には地域で居住するアパート等を探して契約もしてくれまます。グループホーム等の施設入所契約、介護契約、生活保護の申請等もします。例えば当事者本

人が生活保護の申請を納得しなくても、当事者本人の生活がなり行かないのなら、代理権を行使して申請しますが、本人の意思はできる限り尊重します。(保佐・補助の場合は代理権の付与が必要です。)

法定成年後見制度は下記の3つの種類がありますが、複雑なので利用を検討する人は専門家への相談をお勧めします。

1. 後見↓包括的な代理権を持ちます。財産管理、契約や申請には当事者本人の同意はいりません。

2. 保佐↓代理権については個別に必要なものをつけます。民法13条1項各号の行為について同意権があり、保佐人の同意なく当事者本人が行った行為を取り消しできません。例えば不動産や高額財産の売却の取り消し等。

3. 補助↓代理権については個別に必要なものを付けます。民法13条1項各号の行為についても、必要とする行為について同意権を付けてもらおうと、補助人の同意なく当事者本人が行った行為を取り消しできません。

後見が一番強力なのですが、精神障害者の場合は、保佐が多いようです。

後見人になる人は家庭裁判所が選任します。親族や友人でもなれますが、法律の専門家である弁護士や司法書士、社会福祉の専門家である社会福祉士や精神保健福祉士などが選ばれる場合が多い。

費用については当事者本人の収入や資産によって違います。家庭裁判所は基準額として月2万円としています。報酬を支払えない人に対しては、弁護士会や社会福祉士会には報酬を補填する制度があります。(詳しくは各会にお問い合わせください。)(取材 誓山)

2018年度(平成30年度)精神障がい者 社会参加支援事業 精神保健福祉講座

実施日時	テーマ	講師 所属	場 所
① 6月2日(土) 13:30～	「精神医療・最新の診断と 治療の考え方」	新阿武山病院 精神科医 菊山裕貴氏	アネックスパル法円坂7階 なにわのみやホール
② 7月28日(土) 13:30～	「地域で暮らす試行錯誤」 ～住まいを巡って～	コーディネーター 日本福祉大学 青木聖久氏 家族2名	アネックスパル法円坂 6階12号
③ 8月19日(日) 13:30～	「お薬相談」	大阪府精神科病院 薬剤師委員会 委員 岩井礼子氏 他5名	アネックスパル法円坂 6階11号・12号
④ 9月22日(土) 13:30～	「精神保健福祉法の 改正を考える」(仮題)	東京アドボカシー法律事務所 所長 池原毅和氏	アネックスパル法円坂 6階12号
⑤ 10月7日(日) 13:30～	「介護をする介護者の 支援の必要性」	日本福祉大学 湯原悦子氏	アネックスパル法円坂 6階12号
⑥ 11月4日(日) 13:30～	「精神障害者と 家族それぞれの自立」	精神科医 白石弘巳氏	エルおおさか 6階大会議室
⑦ 12月1日(土) 13:30～	「就労支援」	豊中市社会福祉協議会 CSW 勝部麗子氏	アネックスパル法円坂 6階12号
⑧ 1月12日(土) 13:30～	「女医さんが語る 精神科受診の案内」	生きる・育む・輝くメンタルクリニック院長 精神保健指定医 安田由華氏	アネックスパル法円坂 6階12号
⑨ 調整中	「グループホーム等」立ち上げの ための勉強会		アネックスパル法円坂
⑩ 調整中	「グループホーム等」立ち上げの ための勉強会		アネックスパル法円坂
⑪ 調整中	「グループホーム等」立ち上げの ための勉強会		アネックスパル法円坂

PSW(精神保健福祉士)の

三三知識

「アルコール依存症について」

新生会病院 渡辺孝弘

「アルコール依存症ってどんな病気？」との質問に以前は「酒を止められない人のこと」や「酔って周りの人に迷惑をかけてしまう人」などのように病気と人格が混同されている答えをいただくことがありましたが、最近では新聞やテレビ等でもアルコール依存症だけではなく薬物依存症、ギャンブル依存症など「依存症」という言葉を聞く機会が増え、国の施策においても依存症全般への対策も進められて「依存症は治療が必要な病気」との認識が広がってきています。しかしアルコール依存症で治療が必要な人は日本では100万人以上と言われていますが、現状ではその内の約5%の人しか専門治療に結び付いておられません。病気でですから誰もがこの病気になっってしまう可能性があり、予防と早期の発見と治療に結び付いていただくための介入方法などの普及が課題となっています。

次にアルコール依存症の治療がどのように行われるかについてお話しします(現在のところ様々な依存症の治療はアルコール依存症の治療モデルがベースに、それぞれの依存症に応用されています)。第一段階はアルコールが身体から抜けていく時に出現してしまう離脱

症状への対応と飲酒のためにダメージを受けてきた肝臓などの身体面の治療を行い、第二段階では病気や関連する問題について学ぶ勉強会、体験談を通して過去の自分の飲んできた姿を振り返っていただき「なぜお酒を飲まない生活が大切なのか」を考えていただく治療プログラムを受けていただき、第三段階として断酒会やAA(注)という自助グループに参加していただきます。

アルコール依存症は慢性疾患で発症前のように飲酒量をコントロールできるようなには戻りませんので、この病気を持ちながらも健康的に生活していただくために断酒生活を継続することが必要となります。そのためにも定期的な通院と飲酒すればしんどくなる抗酒材の服用と共に断酒会やAAに継続して参加していただくことが重要となります。断酒会やAAでは何年も断酒を継続されている方やこれから断酒していきこうとされる方々が集い、飲酒をやめたくてもやめられなかったつらかった気持ち、飲酒してしまって家族との約束を守れなかった悔しさ、一生飲酒してはいけない病気であることをなかなか認められなかった葛藤などが体験談として語られます。他の参加者の体験談を聴かれて自分も同じだったと感じ、また自分自身の体験も語られます。その中で仲間意識が生まれ、一人だけでは難しいけれども仲間と共に断酒継続していきこうという力に繋がります。

また、アルコール依存症が原因となって引き起こしてしまう様々な問題の中に家族の方々への影響があります。多くの家族の方は

どう対応すれば良いか分からなかった戸惑いや、自分のつらい気持ちを誰にも分かってもらえなかった体験を共通して持たれていて、疲れ果て、孤独に陥ってしまうなど家族自身の健康や生活に大きな影響を及ぼしてしまう場合があります。専門医療機関では家族教室等を行っていて、この病気についての知識を得ていただき対応の工夫を一緒に考えさせていただき、家族自身の回復のためにも自助グループに繋がっていただくことをお勧めしています。

平成25年にはアルコール健康障害対策基本法が成立しました。この法律に基づき大阪府の推進計画が昨年策定されました。この法律・推進計画では既にアルコール依存症になった方とそのご家族だけではなく、多量飲酒など健康に影響のある飲酒の減少、未成年と妊婦さんの飲酒の防止、アルコールや関連する問題についての知識の普及、自助グループの支援、そして相談機関の充実が盛り込まれています。

飲酒や依存症の問題を一人だけで悩まずに各こころの健康(総合)センター、保険センター、専門医療機関等にご相談して下さい。また各機関のホームページでも情報を得ていただけます。

(注)AA(エーエー)とは

アルコールホーリクス・アノミマス(無名のアルコール依存症者たち)というアメリカで生まれた世界的なアルコール依存を持つ本人の自助グループです。

家族の思い出

ペンネーム マスカルポーネ
 私には4人の子供がいます。皆、40代です。4人のうち一般就職をして結婚もしているのは一人だけです。他の3人はそれぞれ、自閉症スペクトラム障害(重い自閉症から比較的軽い発達障害まで、知的障害や言語障害を伴う場合と伴わない場合があります。)と統合失調症のいずれかの診断や両方の診断を受けています。それぞれ、高校を出て専門学校に行き、そこで、専門学校から障害を理由に来ないようにならなくて、あきらめて、ずっとB型作業所に通っている子。専門学校を卒業し、難しい資格をとって就職したものの続かなかった子。高校を出て専門学校へ行き、何年か働き結婚もして大学にも行ったのだけれど、精神的に不安定になり離婚して、その後は、働くけれど仕事に慣れると上手くいかなくなつて、留学して卒業後も外国暮らしをしている子もいます。その子には時々仕送りをしています。

たった一人だけでも精神障害者や自閉症スペクトラム障害者の家族は苦悩し、特に母親は精神的に不安定になる人が多いのに3人の精神障害者の子供がいるマスカルポーネさんの壮絶な状態に、編集者も驚きを隠せませんでした。どんなにかご苦労されたらうと思えます。それにもかかわらず、終始穏やかで、精神障害者の子供を慈しんでいらつしやる様子に深い感銘を受けました。

どうして、今、そのように穏やかでいられるのかをお聞きしました。マスカルポーネさんは、それは、主人のせいだと思えますと言われました。そこで、75歳で亡くなられた御主人のことをお聞きしました。

主人は31歳で私が24歳の時に結婚しました。主人と私が出会った頃は、主人は症状が安定

していて、私は主人が非定型性精神病の診断を受けていたことは全く知りませんでした。結婚してから筆筒の中に精神科の薬がしまわれていたのは気が付きましたが、特に何も思いませんでした。後から聞きましたが、主人は、通院はずっと続けていましたが、結婚と同時に薬をやめていたそうです。再発したのは子供が10歳の時です。その後、主人に何もかも聞きました。

主人は兄、姉、がいました。父親はスパルタというか軍隊式で、長男が亡くなった後は、長男扱いで期待し厳しく育てたようです。その影響なのか、主人は次第に赤面症になりました。高校2年の時に庭で教科書を燃やし、これはおかしいということになり、母の知り合いのM先生という精神科医の家に預かってもらいました。

子供の一人も、やはり高校2年の時に洗面所でタオルを燃やしていたことがあります。主人の経験から、子供の精神症状に気が付き、早く治療できたことは良かったと思っっています。

主人はそこで電気ショック療法も受けたのですが、効きませんでした。入院中にオルガンやピアノを弾ける患者さんがいて、バイエル(ピアノの入門書)から教えてもらいました。毎日、毎日、ピアノを弾いているうちに症状が安定し退院できました。主人も、子供の一人も精神状態が悪い時に、ピアノを弾くことで安定し、快復したように思います。

この前、生活保護のシンポジウムで、市の生活保護担当の方がピアノは処分しないと生活保護は受けられないと言われていました。ピアノを弾くことで安定して快復する精神障害者もいるのですから、もっと柔軟に対応してほしいと思います。

症状が安定した主人は1年ダブって高校を卒業し大学に進みました。大学では多くの友人を作り、パチンコ、麻雀、車やバイクのオートレースを楽しみ大学生活を謳歌していま

た。その後、名古屋で車の会社に就職しました。仕事で車の試運転をするのは楽しかったそうです。しかし、次第に躁状態になり、大阪に帰ってM先生の病院に入院しました。

主人はM先生に高校2年から亡くなるまでお世話になりました。子供達も皆お世話になりました。その先生に精神障害のある家族全員診てもらえたのは心強かったです。本当に良い先生で、お金のない患者さんからはあまりお金を取らない、お金もうけをしない人格者でした。

その後、快復して、大学時代の友人の会社で共同経営者として勤め、2人でその会社を大きくしていききました。その後、会社を退職したりしながら、60歳で早期退職するまで、働き続けました。最後の方は雑務をしていたと思います。病気でも友人が見放さず友人関係が続いたのは幸いでした。主人は退職しても新聞配達をしていました。

障害があつても、薬を飲みながらでも、ずっと、できることで働き続ける主人の後姿を子供達も見て育っています。

私も若い時は騙されたと思い、何度も実家に帰ったりしましたが、だんだん主人の真面目で正直な人柄が分かってきて、信用できるようにになりました。新聞配達をしていただいたお金で、他の配達員の安全のために配達所のバイクを全て直したり、配達所のために自分の給料からお客にお酒をもつていたり、子供を喜ばせるために出張から夜行の寝台車で帰ってき、電車の屋根に積もった雪を見せたり、常に自分の利益を考えないで、家族のため、他人のために生きている主人を尊敬しています。

マスカルポーネさんは、ご主人を通して障害があつても立派に生きていけるのだということを経験されたので、穏やかにゆとりをもつて、子供達に寄り添うことができているのだと感じました。

(取材 誓山・渡辺・藤井)

家族会紹介

「ぼちぼちの会」(四條畷市)

『ぼちぼちの会』は、発足当初から平成30年4月で23年を経過しました。当初から「福祉施設(夢丸工房)」を取り巻く支援団体として、スクラム(市民の支援団体)、ポコポコ(精神保健福祉ボランティア)、と共に、障害当事者を支える活動に邁進してきました。それぞれが年間計画を持ち、お互いに連携・協業しながら活動しております。

(例)

・「会議」では、家族会定例会(1回/月)とは別に、「福祉施設」の「理事会・評議委員会」、「運営協議会」を開催し、問題点の発掘・対応に努めております。

・「行事」では、各団体の「総会」、スクラム「スポーツ大会」、スクラム「秋の集い」、ポコポコ「くつろぎサロン」、ぼちぼちの会「餅つき大会」、等を開催し、障害当事者の参加を促すとともに、地域交流の場として、毎年継続して各団体一丸となり活動してきました。

その他、市及び、他の団体の主催の活動にも参加してきました。例えば公民館フェスティバル、チャンプルフェスティバル、ボランティアフェスティバル、市民の集い、市民文化祭、等を盛り上げるために、自発的に活動してき

ました(模擬店、バザー、福祉施設の物品販売等)。しかしながら、近年は各団体の会員の高齢化に伴い、会員の減少・行事参加の減少が見られ(高齢化で準備が困難、病気で参加出来ない、等)、活動を継続することが困難になりつつあり、従来体制で対応できないのが現状であります。

『ぼちぼちの会』も、昨年から各行事への参加の休止を余儀なくされ(高齢化で行事の開催が極めて難しくなりました:準備、荷物の移動、当日の活動、等が困難)現在は、定例会の中で会員の「内面的な充実を図る」とことと楽しみを増やすことに重点を置き、懇親会・外出、等を増やし、「癒しの場」も求めながら活動しています。

上記とは別に、医療費助成、等について特記します。医療費助成活動は、2012年〜精力的に取り組んできましたが、医療費助成は、2018年4月〜精神障害者手帳1級のみが助成対象になり拡充されましたが、生活困窮度が同一にもかかわらず2級は対象にならず、残念な思いで一杯です。四條畷市会報告―大阪府へ陳情―市長会で提議―大阪府会議員へ陳情、署名活動、等を実施しましたが拡充されず、障害当事者は今後も大変過酷な生活を強いられることとなります。このような結果になるのは、助成対象になっている他府県に比較して、努力が不足しているのでは

うか?年間所得の極めて少ない当事者は、細々と暮らす日常生活を圧迫し、夢と希望の持てない生活が続きます。

又、過去の経過の中で、特記すべき一つに「グループホーム」の設立があります。約10年前、少数ながらグループホーム立上げに協力・協業できました。立上げの主催者は、「福祉施設(夢丸工房)」が行っていましたが(周りを取り巻く各団体も全面協力し)、当初は、場所の確保に大変苦労しました。民間のアパートは、大屋さんが最終的には断って来る問題あり、大阪府の府営住宅への入居確保の為、大阪府に陳情に行きました。又、立上げの為の資金は、関連者各人からの寄付を募り(各団体を通じて)、更に、専門家に依頼し、『落語寄席』の開催を行い、一部の収益を得て、資金援助を致しました。加えて、府営住宅入居については近隣の入居者に対する説明会、等も実施しています。入居時は、市が主催する「家具のリユース展」に申込み、希望する家具の申込と抽選を受け、入居時に活用しています。

又、グループホーム(ケアホーム)の管理は、「福祉施設」の組織の中に、「管理者」と「世話人」を置き、日々の問題点、等に対処しています。最後に、現在の最大の問題は、会員の「高齢化」です。徐々に会員人数が減り、新規募集も何度も行ってきましたが、これからの不安がぬぐいきれないのが現実です。

大家連精神保健福祉講座⑨ イタリア精神医療改革

日時 2018年1月13日(土)

講師 ジャーナリスト 大熊一夫氏

会場には、大熊氏の講演を聞こうとたくさんの方が来られていました。

1970年、朝日新聞の記者だったころ、取材のためアルコール依存症を装って精神病院にもぐりこんだ経験があり、とても興味をそそられます。その当時日本の精神医療というと、精神病院という場所に入院患者を抱えると、入院患者は固定資産のようなもの、つまり入れておけば儲かるというようなところだったそうです。1960年から日本の精神病院はものすごい勢いで増え始めた。国民の税金を使い病院をつくりやすくした。今日の精神病院は、こういう行政指導が始まり、そのような行政をやった事によって、粗悪な精神病院がたくさん生まれたようです。

一方、世界では1980年に精神病院をなくした、イタリアにあるトリエステという町があります。そのイタリアの精神保健改革の中心人物がフランコ・バザーリアという人で、『病院の外で生活するには何も完治する必要はない。患者は専門家の支援のもとで自分の気と共存できるのだ。』と述べられています。精神病院をなくすためにどのように改革されたのかというと、「アッセンブレア」という患者集会を行い、参加する人々が主体性を持つことで精神病院をなくす結果を導き出しまし

た。単科の収容型の精神病院はなくなり、精神保健センターというものが作られこちらが主体となっていったのです。大事なことは、人の自由を奪うことがいかに罪作りなことか、反治療的なことか理解することでした。

講演の終わりに、「オスピタリタ」という言葉が出てきましたが、つまり「もてなし」なんだそうです。患者の回復のためには、人間の自由意志や自己決定を奪ってはならない、トリエステにある精神保健センターはこの「もてなし」であるという事です。

日本の精神医療はどうか把握し、世界では精神医療の改革を行った、イタリアのよな国がある、という事を知ることが大切。そして、個人の意識を高く持ち、声を上げていくことが大切だと改めて感じさせられる講演でした。(Y・N)

電話相談から

掲載事例については個人情報観点から修正を加えています。

(相談) 娘は現在三十七歳、大学受験に失敗してから引きこもりがちになり色々な事がありました。娘は先生と巡り合い通院できるようになり、落ち着いています。自分の病気を受け入れられず父と仲の良い娘は、父が毎回手渡す薬をしぶしぶ飲んでいましたが、その父が脳梗塞で入院したりしてそのショックもあり、最近

服薬もきっちりできていないので心配です。服薬中断は再発率八十パーセントと先生に言われています。どうすれば良いでしょうか

(対応) 病気の事を本人さんが受け入れるというのとはなかなか難しい事です。処方された薬をいつまでも親がその都度手渡しというのは将来の事を考えると徐々に変えていったほうが良いように思います。きちんと薬の管理・服薬ができるというのには大切ですね。

参考までに私の場合、百円ショップで販売しているプラスチックの一週間分入れられる薬の容器・曜日別・朝昼夕就寝前と区分け出来る容器を四つ利用しています。貰ってきた四週間分の薬をお母さんと一緒に区分けしてみられたら如何でしょうか。きちんと服薬されているかさりげなくチェックしてあげればよいと思います。しつこく「飲んだの？」なんて聞くのは本人さんが嫌がります。入院中のお父さんにも「薬の管理、服薬が自分で出来ているよ」とお知らせされるのも良い事だと思います。

家事についても小さなことから手助けしてもらったらお母さんも助かるし、本人さんの家族の役に立っているという気持ちが自信につながって、良い方向に向かわれるかもしれません。用事をしてもらった時は、「ありがとう。」と感謝の気持ちを伝えましょう。

(山本美世子)

平成30年度の賛助会費報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。
賛助会費 (1口3千円/年)として

35人分 35口

(寄附)

大家連へのご支援、大変ありがとうございました。

氏名	地域	金額
わかちあう会	枚方市	10,000円
大沢保夫	寝屋川市	5,000円
石田 徹	寝屋川市	10,000円
河内長野わかば会	河内長野市	33,000円
西ひかり家族会	西区	350円
小林 温	東淀川区	1,500円
仲宗根康江	吹田市	7,000円
西前保子	柏原市	1,000円
外村美子・中北勝彦	京都府	2,000円
高槻さつき会	高槻市	10,000円
徳田静代	豊中市	300,000円

(平成30年4月1日～平成30年6月7日現在)

私は家族会に入ってから初めて、自立支援医療や障害年金などの経済的な支援があることを知りました。地域で相談できる場所があることも、市役所の福祉課で相談できることも知りませんでした。病院の地域連携室と書いてある扉は、私には関係のない場所だと思っていました。家族会でたくさんの方のことを教えてもらいました。

家族会で話すことで「私はひとりじゃない」と安心できる仲間と場所を得ることができました。

少しでもこの会報がお役に立ちますように、孤立しているご家族に届きますようにと願っています。

(編集委員 出水淳子)

編集後記

精神障害者を持つ方の 配偶者・パートナーの集い

家族会は親の立場の方が多いです。そのため、配偶者・兄弟姉妹・子と立場が違つと、話に入れないなどの意見も聞きます。

日時 奇数月の第2日曜日

午後1時半～3時半

場所 アネックスパル法円坂1階

大家連事務所

申込 不要(気軽に)ご参加ください

おしゃべりカフェへのお誘い

いろいろな人が気軽に集い、おしゃべりすることを第一としますが、精神福祉に関する制度や法律を自ら学び、考える力を育成することも目指しています。

日時 偶数月の第2日曜日

午後1時半～4時

場所 アネックスパル法円坂1階

大家連事務所

申込 不要(気軽に)ご参加ください



平成30年度の共同募金配分金57万円が決定しましたのでお知らせします。
共同募金の寄付による配分金でだいかれん誌の発行が成り立っています。
寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。
又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 倉町 公之
連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂(A棟1階)
Tel 06-6941-5797 Fax 06-6945-6135
ホームページ daikaren.org だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会
定価 1部100円(大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会
大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階